

平成 28 年度 糸島市消費生活センター事業概要報告

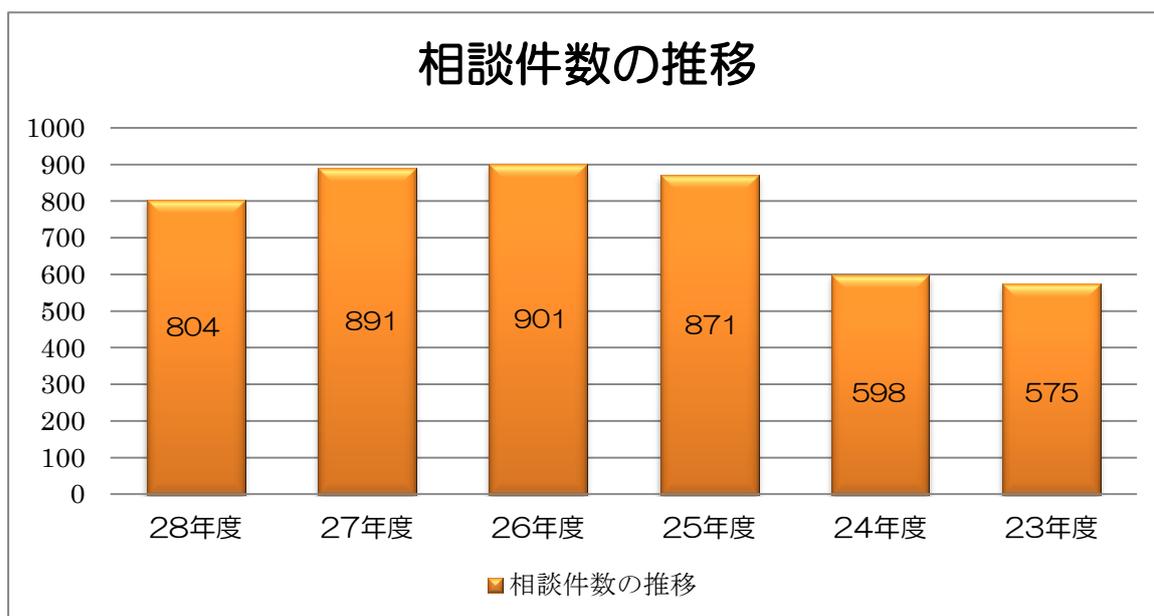
》》》 1 相談件数

当センターに寄せられた相談件数 平成 28 年度 804 件

(統計対象期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

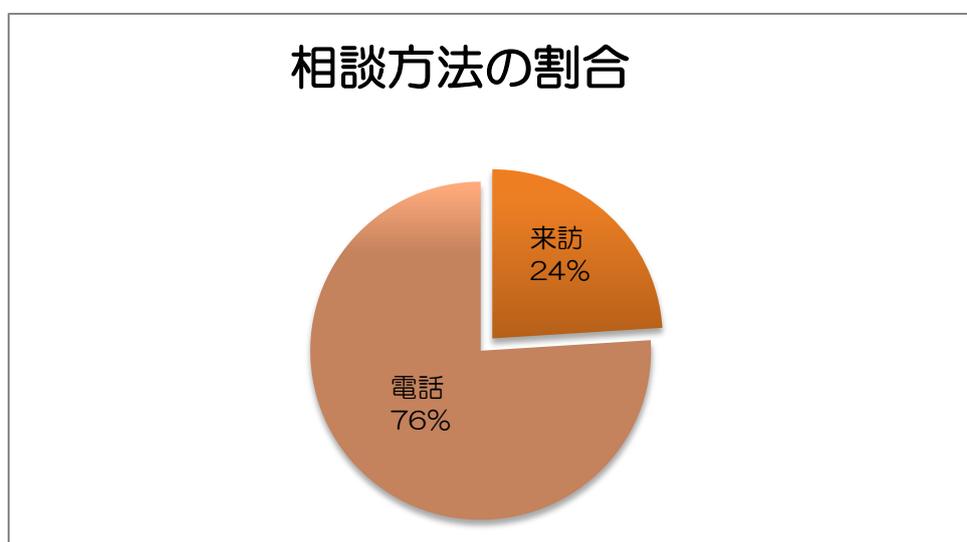
相談者は 10 代～80 代以上の方々まで幅広く、電話や来訪にて相談されています。

年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
件数	804	891	901	871	598	575



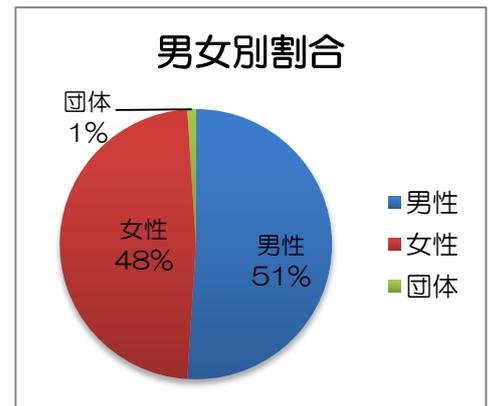
》》》 1-① 相談方法

相談方法	来訪相談	電話相談	合計
件数	196	608	804



》》》 1-② 性別・年齢別

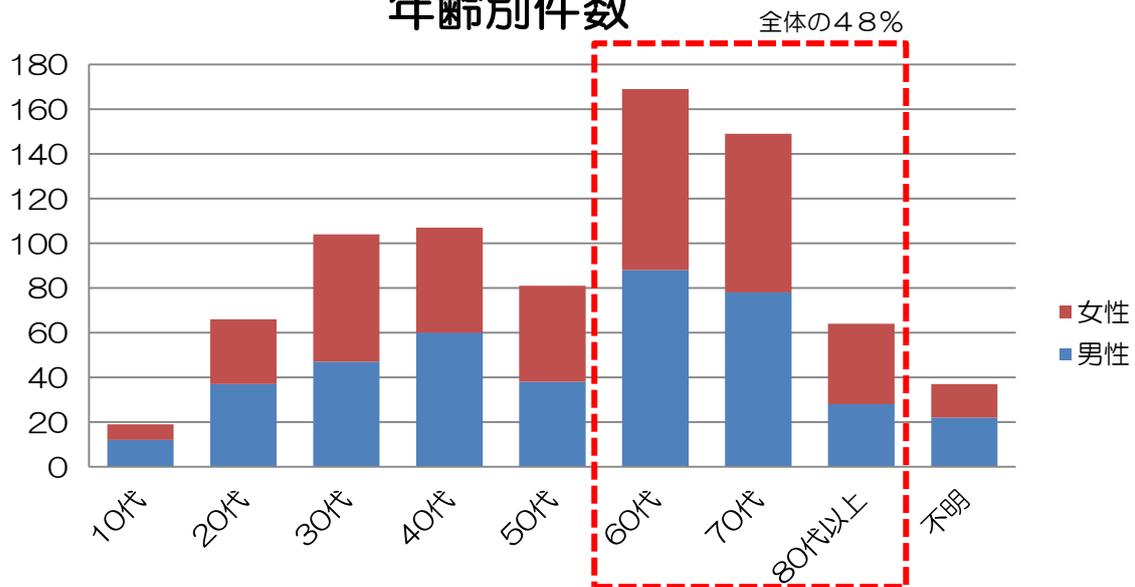
	合計件数	男性	女性	団体
10代	19	12	7	
20代	66	37	29	
30代	104	47	57	
40代	107	60	47	
50代	81	38	43	
60代	169	88	81	
70代	149	78	71	
80代以上	64	28	36	
年代不明	37	22	15	
	8			8
合計	804	410	386	8



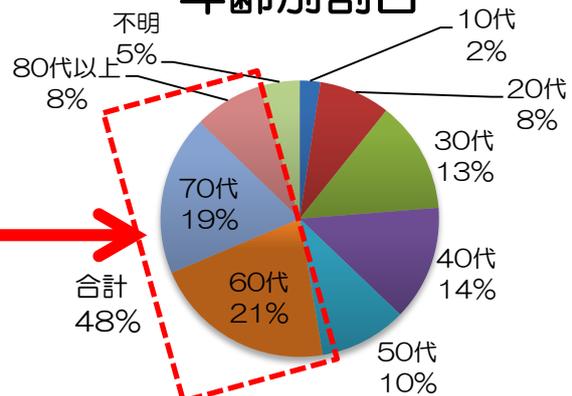
男性の方がやや多くなっています。

男性、女性、どちらも60代からの相談が一番多く、続いて70代の男性、女性となっています。

年齢別件数



年齢別割合



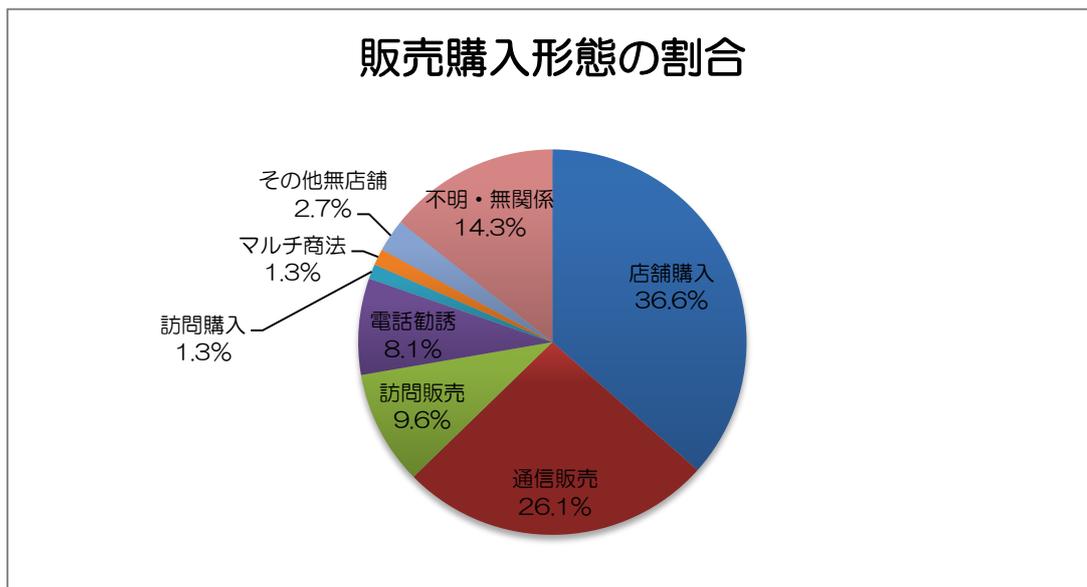
60歳以上の相談が、全体の約半分を占めています。

》》》 1-③ 販売購入形態

販売購入形態	件数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
店舗購入	294	3	31	45	37	30	65	46	17	20
通信販売	210	15	17	30	35	22	49	32	4	6
訪問販売	77		4	6	7	7	14	18	14	7
電話勧誘	65		1	4	11	9	10	19	10	1
訪問購入	10					2	2	2	4	
マルチ商法	11	1	5	3	1					1
計	667	19	58	88	91	70	140	117	49	35
その他無店舗	22		1	5		2	5	6	2	1
不明・無関係	115		7	11	16	9	24	26	12	10
合計	804	19	66	104	107	81	169	149	63	46

- 店舗購入の相談は、各年齢層に広がっています。
- 通信販売の相談は、各年齢層に広がっています。
- 訪問販売の相談は、高齢者が多くなっています。
- 電話勧誘の相談は、40代以降が多くなっています。
- 訪問購入の相談は、件数は少ないが、高齢者がトラブルに巻き込まれる割合が高いです。
- マルチ商法の相談は、20代が多くなっています。

*マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の商法です。



店舗購入（店舗での契約も含む）のトラブルが36.6%、通信販売が26.1%を占めています。通信販売では、インターネット利用によるアダルトサイトのワンクリック請求に関する相談が最も多く、そのほかネットショッピングに関する相談も多く寄せられました。

》》》 1-④ 商品・サービス

(1) 商品等分類別の相談件数 上位 10 位

相談の多い順位	相談内容	件数	全体に占める割合
1	デジタルコンテンツ*1	96	11.9%
2	フリーローン・サラ金*2	49	6.1%
3	インターネット回線	38	4.7%
4	商品一般*3	30	3.7%
5	相談その他*4	30	3.7%
6	不動産貸借	23	2.9%
7	工事・建築	22	2.7%
8	携帯電話サービス	16	2.0%
9	修理サービス	15	1.9%
10	電気*5	12	1.5%
順位外		473	58.9%
合計		804	100.0%

備考

- *1「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報に関する相談（アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム等）
- *2「フリーローン・サラ金」は、主に借金に関する相談。
- *3「商品一般」は、商品が特定できない相談（不審な電話等で勧誘の目的、商品、サービスが不明等）
- *4「相談その他」は売り手、買い手の存在しない相談、近所のトラブル
- *5「電気」は、電力の自由化による契約や、業者の信用性に関する相談



(2) 年代別

年代	件数	1位	2位	3位	4位	5位	その他
10代	19	デジタルコンテンツ (11)	相談その他 (2)	健康食品、食料品、化粧品、電子ゲーム、金融関連、 ビジネス教室 (各1)			
20代	66	デジタルコンテンツ、 不動産貸借、フリーローン・サラ金 (各6)			エステティックサービス、 内職・副業、相談その他 (各3)		39
30代	104	デジタルコンテンツ (8)	フリーローン・サラ金 (7)	商品一般 (5)	インターネット回線、 不動産貸借、自動車用品 (各4)		72
40代	107	デジタルコンテンツ (14)	インターネット接続回線 (11)	フリーローン・サラ金 (10)	商品一般 (7)	相談その他 (6)	59
50代	81	デジタルコンテンツ (13)	インターネット接続回線 (7)	フリーローン・サラ金 (5)	広告代理サービス、 携帯電話サービス (各3)		50
60代	169	デジタルコンテンツ (25)	フリーローン・サラ金 (12)	インターネット接続回線 (10)	商品一般 (9)	不動産貸借、 工事・建築 (各5)	103
70代	149	デジタルコンテンツ (16)	フリーローン・サラ金、 商品一般 (各8)		修理サービス、電気、 社会保険 (各6)		99
80代 以上	64	健康食品 (7)	相談その他、工事・建築、 商品一般 (各3)		インターネット接続回線、 不動産貸借、駆除サービス、 行政書士 (各2)		40
不明	45						
合計	804						

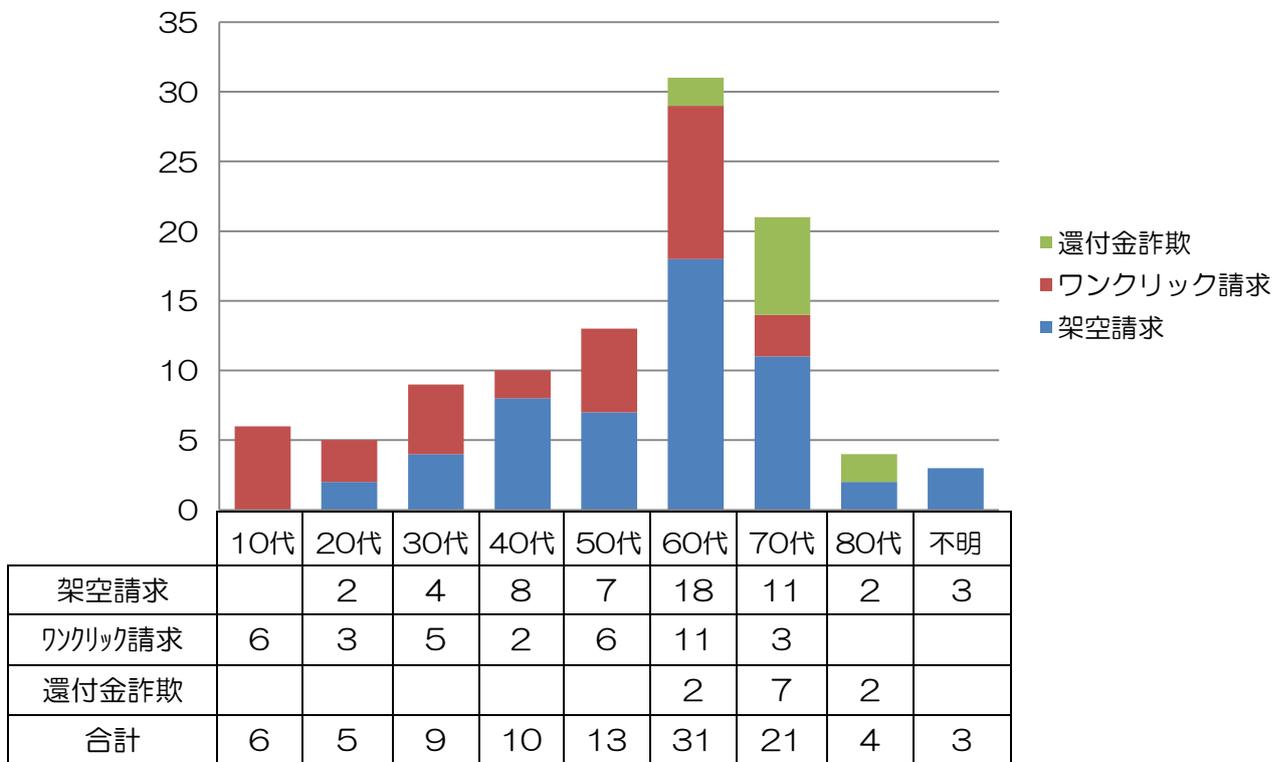
- ▶年齢を問わず多く寄せられた相談は、デジタルコンテンツ、フリーローン・サラ金に関する相談です。
- ▶デジタルコンテンツは、インターネットでのアダルトサイトのワンクリック請求が大部分を占めます。
- ▶フリーローン・サラ金は、多重債務（借金）の相談が主となります。
- ▶インターネット接続回線（光回線）の相談が昨年より増えました。

》》》 1-⑤ 架空請求等

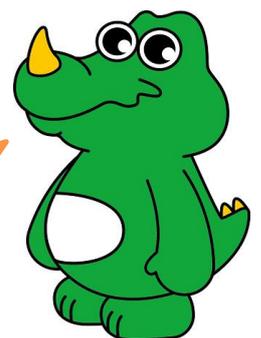
分類	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
架空請求	55	54	44
ワンクリック請求	36	48	41
還付金詐欺	11	18	1
合計	102	120	86

▶ 架空請求の相談は、昨年と横ばいですが、ワンクリック請求や還付金詐欺の相談は減りました。

年齢別件数



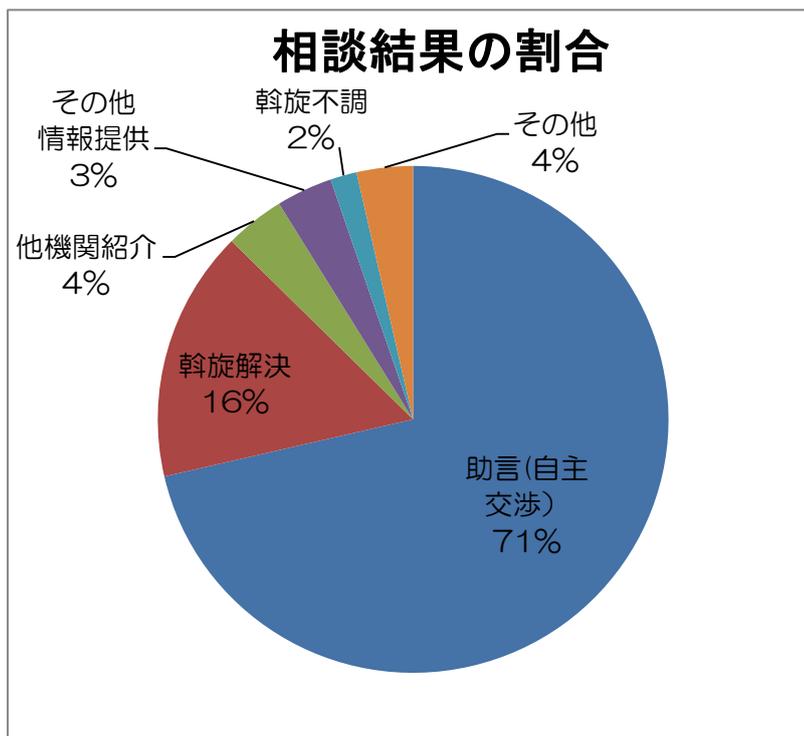
ワンクリック請求、架空請求は、インターネット、携帯電話などを使用する全年代が被害対象となるのに対し、電話による還付金詐欺は60歳以上の高齢者が被害対象になっています。



》》》 1—⑥ 相談処理結果別件数

相談処理結果	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
助言・自主交渉	579	641	582
斡旋解決*	124	145	119
斡旋不調	20	15	16
情報提供	27	32	56
他機関紹介	31	34	92
その他	23	24	36
合計	804	891	901

*斡旋解決とは、相談員が事業者と消費者の間に入り、交渉等を行うことによりトラブルの解決を図ることです。



相談結果としては、1位が助言（自主交渉）となっており、消費者からの相談に対し、相談員が適切な助言を行なうことで、問題の解決につながっています。2位は斡旋解決となっています。

》》》 2 相談体制及び消費者啓発事業

》》》 2-①相談体制

消費生活相談員が常駐（3名）し、相談業務を実施



所在地 糸島市前原西一丁目1-1 糸島市役所 第二庁舎1階
電話番号 092-332-2098
FAX 092-324-2531

受付時間 月～金（祝日を除く）9：00～17：00

相談内容

- ・消費生活に関する消費やサービスの契約トラブルやお問い合わせ
- ・製品の事故や製品不良に関すること
- ・債務整理方法について など

糸島市消費生活センターのホームページ（HP）を運営

（ <http://www.city.itoshima.lg.jp/consumer/index.html> ）

消費者トラブルの事例等や、相談機関等を紹介しています。

》》》 2-②消費者啓発事業

出前講座

【17件実施／参加人数619人】

メニュー

- ① 知っておこう悪質商法～ころばぬ先の杖～
(悪質商法の手口と、最新事例、被害にあった場合の対処法などを紹介)
- ② インターネットの落とし穴
(ワンクリック請求や、ネットショッピングでのトラブルなどを通して、ネット利用の注意点やトラブル対処法を紹介)
- ③ 知っておきたい今どきのカード事情
(クレジットのしくみや利用上の注意点を紹介)

高齢者が多く集まるシニアクラブや、いきいきサロンでのお申込みが多く、「知っておこう悪質商法～ころばぬ先の杖～」のメニューが人気でした。



寸劇を交えて、相談事例をわかりやすく紹介しています。



啓発講座

消費者力アップ講座を3回実施しました！

市民の消費者力を高め、消費者トラブルや消費者被害を防ぐ目的で、高齢者を対象に、専門の講師を招いて消費者力アップ講座を3回実施しました。【59名参加】

消費者力アップ講座

老後の暮らしを安定したものにするために、老後の「資金」「住まい」「財産管理」をテーマにそれぞれの専門家に話をしてもらいます。
充実したセカンドライフに向けて一緒に学びませんか？



第1回

「老後の資金は大丈夫？」

～今から考える定年後の生活設計～

定年後の大きな不安に、生活資金の問題があります。参加者の皆さんに定年後に必要な資金を計算してもらい、今からできる老後の準備について考えます。

講師：鍵山文彦さん
(公財)生命保険文化センター

第2回

「^{ついすみか}終の棲家はどこに？」

～高齢者向け住宅の選び方～

「サービス付き高齢者住宅」と「有料老人ホーム」の違いなど、多様化する高齢者向け住宅の特徴や、終の棲家の考え方、契約の際の注意点などを学びます。

講師：弁護士 岡部信政さん
みなみ福岡法律事務所

第3回

「老後の財産管理」

～悪質商法から財産を守ろう～

悪質業者の巧妙な詐欺の手口と実態を知り、大切な財産を守るための対策や法律制度について学びます。

講師：弁護士 吉野泉さん
はかた共同法律事務所



クイズやグループ
討議も好評でした



生活の豆知識

糸島市内で実際に起こった消費者トラブルの事例を中心に月に1度「広報いとしま」に掲載し、注意を呼びかけました。

生活の豆知識 アダルトサイトの
トラブル解決をうたう事業者に注意!

事例

Aさんがスマートフォンで、アダルトサイトの広告をクリックした途端、料金請求画面が表示され消えなくなりました。慌ててインターネットで相談窓口を検索し、一番上に表示された相談機関に相談したところ、3万円の解決料を請求されました。

■ 解説 & アドバイス

アダルトサイトのワンクリック詐欺に遭った消費者が、インターネット広告で見つけた民間の相談窓口相談し、高額な解決料を請求されるトラブルが発生しています。アダルトサイトから納得できない料金請求を受けるなど、消費者トラブルに巻き込まれたときは、公的機関である消費生活センターにご相談ください。

【アドバイス】

①「公式窓口」をうたい、いかにも公的機関を装った悪質な相談窓口もあります。消費者庁の消費者ホットライン(☎188)で、消費生活センターの電話番号を尋ねるなど、よく確認しましょう。

②「被害額を取り戻せる」など、簡単に解決できると思わせる広告や説明には注意し、安易に契約しないようにしましょう。

まずは、ご相談を！ / ご相談・対応は無料です

問い合わせ ▶ 糸島市消費生活センター ☎(332)2098 ▶ 相談日時 ▶ 9時～17時(土・日・祝日を除く)

平成28年度掲載分

- | | |
|--------|----------------------------|
| 4月1日号 | 電力の小売り全面自由化がスタート |
| 5月15日号 | クリーニングでのトラブルに注意! |
| 6月1日号 | 新聞の購読契約は慎重に! |
| 7月1日号 | 子どもの「オンラインゲーム」利用によるトラブル多発! |
| 8月1日号 | 点検商法にご注意を! |
| 9月1日号 | 「初回お試し」広告に注意! |
| 10月1日号 | 「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトに注意! |
| 11月1日号 | 冠婚葬祭の互助会に関する解約トラブル |
| 12月1日号 | 還付金詐欺の電話に注意! |
| 2月1日号 | 後悔しない葬儀にするために |
| 2月15日号 | 中古車の購入トラブル |
| 3月1日号 | アダルトサイトのトラブル解決をうたう事業者に注意! |

ホットな消費者ニュース

福岡県消費生活センターのホームページ～あなたの地域の危ない商法～に、糸島市内で起こった消費者トラブルの事例が掲載されました。

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・29年2月号



★独居高齢者を狙った強引な点検商法に要注意！

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

独居高齢者宅に、「火災報知機の無料点検です」と言って突然男二人が訪問し、断る間もなく家に入り込み室内を見回った後、「火災報知機をリビングに設置した方が良い」と勧められました。「必要ないので帰って」と言いましたが、男二人は帰ろうとはしません。知人に連絡を取ろうとしましたが、電話機の前に居座られ、それもできませんでした。根負けして契約をしてしまい火災報知機を設置されました。現金がなかったため、翌日支払う約束をして帰ってもらいましたが、火災報知機は必要ありません。どうしたらよいでしょうか。(83歳 女性)

(処理経緯)

本人が地域の包括支援センターへ連絡し、「きちんと断わりましょう」との助言を得て、業者に「行政に相談した。クーリングオフしたい」と伝えたとこ、無事契約解除ができました。

(アドバイス)

一人暮らしの高齢者を狙う悪質な点検商法の事例です。業者の無料点検は、あくまで点検後のセールスが目的です。

- ① ドアを開ける前に、相手の要件、会社名、氏名を確認し、必要なければ点検を依頼しないようにしましょう。また今回のように強引な販売に至るケースもあるため、一人の時は安易にドアを開けないようにしましょう。
- ② ドアを開けて対応しても、即答せず、身近な人に相談して判断しましょう。帰るように言っても帰ってくれないときや、恐怖を感じたときは、近所の人に助けを求めたり、警察(110番)へ通報しましょう。
- ③ 契約した場合は、なるべく当日の現金の支払いを避けましょう。後日の集金をお願いし、信頼のおける方と同席で対応しましょう。また契約してもクーリングオフ(契約解除)や取消ができる場合があります。高齢者を消費者被害から守るために、消費生活センター、地域包括支援センター、民生委員さんなど地域の方々と連携して見守りを行っています。困った時は、まずは消費生活センターへご相談ください。

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・28年8月号



★点検商法にご注意！・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

訪問してきた業者に「床下の無料点検を受けないか」と言われたので見てもらった。「シロアリはいないが、ゴキブリなどの虫がいる。放っておくと将来シロアリが出るかもしれない。今のうちに『シロアリ予防消毒』をすればその心配もなくなる」と言われた。「もう少し考えたいので帰ってほしい」と言ったが「キャンペーン価格は今日まで。今決めてくれたら更に値引きする」と言ってなかなか帰ってくれなかったため契約した。

その後、冷静になって考えると、費用も高いし、本当に必要な工事とは思えないので、解約したい。(70歳代女性)

(処理結果)

クーリング・オフ期間内の相談だったので、特定記録郵便でクーリング・オフの通知を出すように助言した。

(アドバイス)

「無料で点検します」と言って訪問し、点検後「このままにしておくと家が大変なことになる！」などと不安をあおって「シロアリ駆除」や「床下乾燥剤・床下換気扇」などの高額な契約を結ばせる「点検商法」の相談が増えています。無料点検は、あくまで点検後のセールスが目的です。必要なければ、安易に点検を依頼しないようにしましょう。「今なら特別に値引きする」と言われても、その場で契約はせず、身近な人に相談したり、別の業者から見積もりを取るなど、十分に比較検討してから判断しましょう。

断っても帰ってくれない場合は、近くの人に助けを求めたり、警察署に通報しましょう。

訪問販売でクーリング・オフ(無条件解約)ができるのは、契約書面を受け取ってから8日間です。工事完了後でも、取消ができる場合があります。困ったときは、消費生活センターまでご相談ください。

啓発訪問とチラシ配布

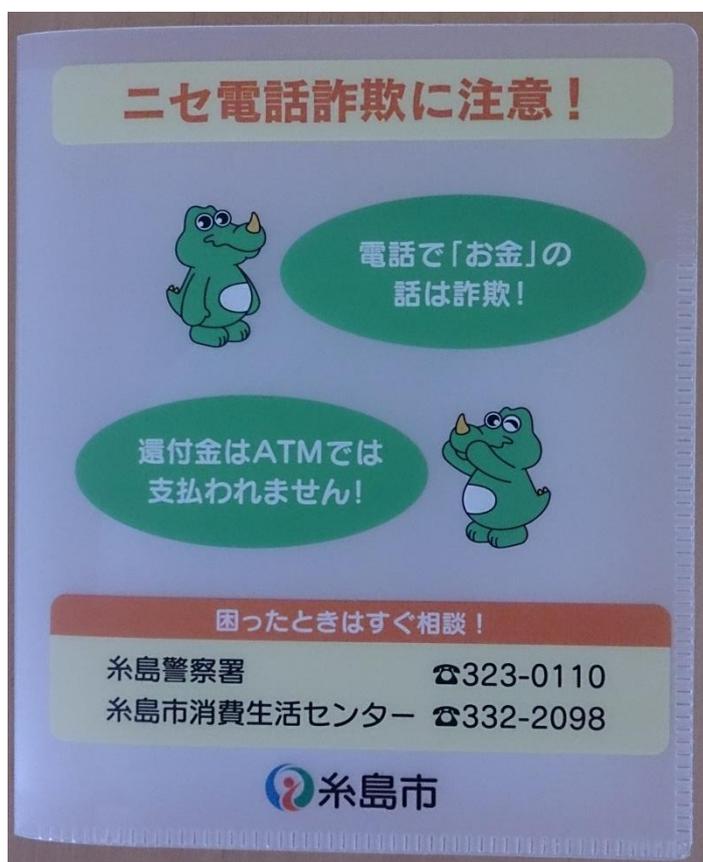
1 コンビニエンスストアを啓発訪問【27箇所】

糸島市内のコンビニエンスストアのうちATMを設置している27箇所を糸島警察署と訪問。糸島市消費生活センターのパンフレットと啓発チラシを配布することで、注意喚起を行いました。



2 病院を啓発訪問【43箇所】

糸島市内の外科・内科43箇所を訪問。糸島市消費生活センターの啓発チラシと、啓発グッズ（保険証ケース）を配布することで、注意喚起を行いました。



(保険証ケース)

3 糸島地区介護保険事業者連絡会を毎月訪問し、事例等報告【12回実施】

月に一度開催される糸島地区介護保険事業者連絡会に出席。消費者トラブル等の事例を説明し、高齢者の見守りを依頼しました。

悪質商法にご用心!

糸島市消費生活センターからのお知らせ

平成 29 年 1 月

「強引な布団の訪問販売」にご注意!

高齢者の自宅を訪問し、高額な布団の契約をさせる悪質な業者の相模が寄せられています。お金がなくても「クレジットで支払える」と言われて、購入を断っているにもかかわらず勧誘を続け、強引に契約を締結するトラブルです。

＜アドバイス＞
訪問販売では、業者は勧誘の前に、勧誘の目的、身分を説明する義務がありますが、強引な販売では説明しない場合があります。悪質な訪問販売を防ぐために、消費者も訪問の目的、社名、担当者名を確認し、必要なければきっぱり断り業者を家の中に入れてはいけないことが大切です。また一人では対応せず、家族や近所の人などに同席をお願いすると良いでしょう。
契約してもクーリングオフや契約を取り消すことができる場合があります。消費生活センターへご相談ください。

気をつけて

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、**服の上がり**「汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰っても帰って来たが、しばらくして**男性と一緒に寝毛布団**を持ってきた。断っても「**ひと月1万円**の支払だけで大丈夫」と勧められ、**根負け**して承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、**総額が約40万円**と高額であることを知った。解約した。(70歳代、男性)

どちらさま? ご用件は?

必要ないのではありません!

強引な布団の訪問販売にご注意

家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家中に不要な品物や契約書などがいないかなど、日ごろから気を配りましょう。

不安なとき、不明なときは消費生活センターにご相談しましょう。
糸島市消費生活センター ☎332-2098

広報いとしま12月1日号から

消費生活センターでは、月に1回程度、広報いとしま『生活の豆知識』のコーナーで、消費者トラブルの具体例をご紹介します。
なお、『生活の豆知識』のバックナンバーは、糸島市消費生活センターのホームページからご覧いただけます。

生活の豆知識

連付金詐欺の電話に注意!

事例

市役所職員を名乗る者から、電話で保険料の滞付がおります手続きが必要なので、携帯電話を持ってATMへ行くように誘導された。ATMへ行った後、現金が戻ると言われ、携帯電話で指示されるままにATMを操作したところ、たまたま初期人の口座に現金を振り込まれてしまいました。

【お守りポイント】

「連付金詐欺」が多発しています。県内の二七電話詐欺被害者のうち約68%が65歳以上の高齢者、約74%が女性です。「消費生活センター」や「生活の豆知識」のバックナンバーからの手続きは悪質で行います。「お金が戻る」と電話でATMに誘導するのは詐欺です。

【アドバイス】

①怪しいと思ったら、相手の話をうのみにせず、所長、名前、用件を確認してメモを取り、消費生活センターに連絡してください。
②二七電話の多くが固定電話にかかっています。未然防止策として、常に留守番電話にしておき、必要な場合だけ出るのが良いでしょう。振り込みの詐欺対策機能が付いた専用機器があれば、より有効です。

まずはご相談を! /

☎332-2098 糸島市消費生活センター ☎332-2098 受付時間 9時～17時(土・日・祝日を除く)

糸島市消費生活センター

☎相談は無料です。
☎勧告は厳守します。
☎電話、来訪どちらでも構いません。
☎予約は不要です。

●情報発信もしています!!

●ホームページアドレス
<http://www.city.itoshima.lg.jp/site/shouhi/>
広報いとしま「生活の豆知識」コーナーなど

●受付時間
月曜日～金曜日 9:00～17:00
土日・祝日を除く

☎ 332-2098
糸島市前原西1-1-1
糸島市役所 第二庁舎1階 水産商工課内

4 居宅介護支援事業者へ、月に一度事例などをファックスやメールで配信【29箇所】

糸島地区の居宅介護支援事業者に月に一度、悪質商法等の事例をファックス等で送付し、高齢者の見守りを依頼しました。

5 各地区民生委員児童委員定例会を訪問し、啓発活動を実施【1回実施】

各地区（前原、二丈、志摩）で開催される民生委員児童委員定例会に出席し、糸島市消費生活センターの紹介と、相談事例を報告し、高齢者を見守るポイントや、被害にあった高齢者を見つけたときの対応を説明しました。

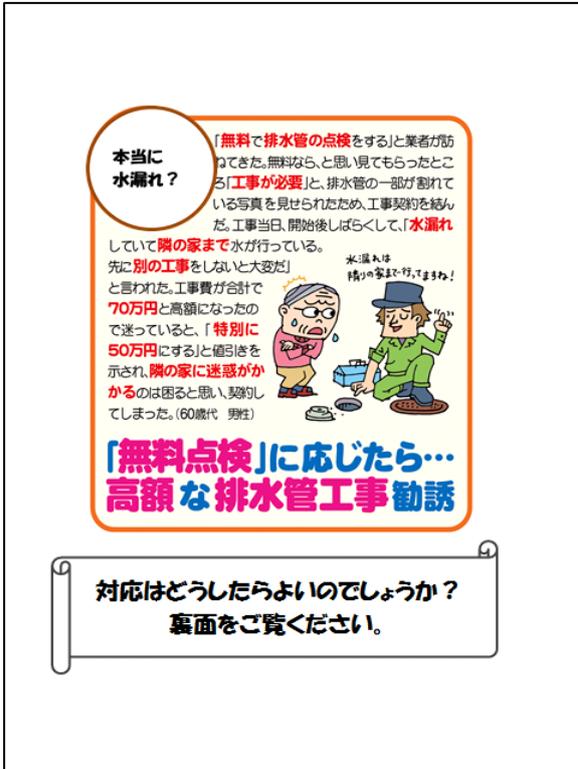
6 各地区民生委員児童委員定例会で啓発チラシを毎月配布【12回実施】

月に一度消費者トラブル等についての啓発チラシを配布し、高齢者の見守りと対応を依頼しました。

14

7 介護保険料納入通知書や後期高齢者医療保険料額決定通知書等に、消費者トラブル等についての啓発チラシ（A5）を同封し、注意喚起を実施

毎月発送する介護保険料納入通知書（対象者：65歳に到達した高齢者）や、後期高齢者医療保険料額決定通知書（対象者：75歳に到達した高齢者）に啓発チラシを同封しました。



8 介護事業者を訪問し、啓発活動を実施【24 事業者】

系島市内の介護事業所を訪問し、啓発用チラシを配布するとともに、高齢者の見守りを依頼しました。



9 糸島市子育て支援センターで、啓発活動を実施【5回実施】

若い子育て中の母親を対象に、消費生活センターの紹介をおこない、若い世代のトラブル事例と対処法、乳幼児の事故情報についての注意喚起を行いました。

フリマアプリは便利だけど…

新品ではなかった！ 「フリマアプリ」のトラブルに注意

事例

フリマアプリで「新品で未使用」と紹介されていたブランドTシャツを購入した。だが、届いたTシャツをみると偽物のように、ボールペンの落書きもあり、新品でもなかった。売主と交渉し、返品に応じてもらえることになったので、郵送したところ、「偽物を送り返してきた」と難癖をつけられ、返金されない。フリマアプリの運営会社にも相談したが、「お客様同士で解決してほしい」と言われた。
(当事者：高校生 男性)



ひとことアドバイス

- 「フリマアプリ」は、オンライン上で実際の「フリーマーケット」のように出品、購入ができるアプリケーションです。手軽に利用できる一方、トラブルも報告されています。
- フリマアプリでは、金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介しますが、基本的に個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。
- フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等についての情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも勘案し、慎重に利用しましょう。

困ったと思ったら相談を！
糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
(相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター TEL092-332-2098

ベッドからの転落に注意！

危険！ 0歳児が大人用ベッドから転落

事例1

大人用ベッドを2台付けて中央に寝かせ、ミルクを作るうと母がキッチンに行っている間に、フローリングの床に転落し、頭部を打撲した。寝返りはまだできないが、手足をバタバタさせているうち移動して転落したようだ。
(当事者：4カ月 女児)

事例2

大人用ベッドに寝かしつけ寝室を離れ、再び寝室に入ったところ、壁とベッドの隙間に挟まるよう転落しており、呼吸がなかった。
(当事者：5カ月 女児)



ひとことアドバイス

- 大人が目を見失った際に、0歳児が大人用ベッドから転落するという事故が多く発生しています。危険の多くは頭部や顔面の打撲ですが、中には鎖骨、脊椎やベッドと壁との隙間に挟まれ窒息したケースもあります。
- 子どもは「まだそれほど動かない」と思っているよりも予想外に移動します。大人用ベッドに寝かせたまま、目を離してはいけません。
- 事故が起きた際に、いつも様子を見てポーンとしている、元気がない、顔色が悪い等、心配なときはすぐに病院を受診しましょう。受診に遅ったときや不安なときに相談できる居住地の身近な窓口を確認しておきましょう。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄
（転落防止用）
※この取組は、（全国消費者啓発センター）が主催する「消費者生活センター」で実施されています。
※この取組は、（独立行政法人国民生活センター） http://kodomo-qj.jp/

困ったと思ったら相談を！
糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
(相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター TEL092-332-2098

他機関との連携

1 糸島警察署との連携

悪質商法等の被害防止を目的とした糸島警察署との連携会議を6回開催しました。コンビニエンスストアへの啓発を合同で1回行いました。



2 糸島市地域包括支援センターとの連携

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携を図り、独居高齢者等を狙う悪質商法の被害相談に対応しました。

3 福岡県、グリーンコープとの連携

福岡県とグリーンコープは、生活再生（借金返済、生活資金の貸付、家計の見直し）を目的とした無料相談会を、糸島市内で6回開催しました。

お金の悩み相談

多量・過剰債務を解消したい、借金を整理したい、滞納をなくしたい等、グリーンコープの専門相談員が無料でご相談いたします。秘密はどこにももれません。

生活再生無料相談会

ご案内

秘密厳守 個室対応

相談の流れ

- 電話で受付
- 個別で面談
- 継続してサポート
- 収入の改善
- 返済の再検討
- 家計の見直し
- 法律事務所同行
- 債務整理（過払請求）
- 生活再生貸付
- 丁寧な聞き取り
- 家計の診断

解決のお手伝いをします。

日程 8/10(水)・9/14(水)・10/12(水) 10時～16時

会場 糸島市役所第2庁舎 2階8号会議室 糸島市前原西1丁目1-1

面談には予約が必須です。まずはお電話を！

ご予約は糸島市消費生活センターへ ☎092-332-2098

福岡県から多重債務者生活再生事業として委託され、相談と貸付を行っている公益事業です。 2018-072

福岡県からの受託事業として行っている多重債務の相談窓口です

仕事を続けながら債務やその原因を解決したい。

収入が不安定で家計を上手に管理できない。

車検や車の買い替えができない。

過剰な債務を抱えて借金の返済が困難になった。

家賃や税金・水光熱費を滞納している。

高校・大学や専門学校の進学準備ができない。

カードに頼る生活でいくら借金があるのかわからない。

債務整理中だけど、やむを得ない出費が生じてしまった。

そうだ！「生活再生相談室」に行ってみよう！

無料相談会以外でも常時相談をお受けしています。グリーンコープ生活再生相談室（福岡）

秘密厳守 Tel.092-482-7788 個室対応

面談には予約が必要です。まずはお電話を！

平成 28 年度版全戸配布チラシ